

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米国、鉄鋼・アルミニウム製品に 対する追加関税に関して新たな 措置、トルコをGSP対象国から除外

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

2018年2月に米国議会でトランプ政権が掲げた通商政策アジェンダの5つの柱の下<sup>1</sup>、トランプ政権は国内産業や国際取引強化に向けたさらなる行動に乗り出しました。トランプ政権は、特に自動車を対象とした1962年通商拡大法第232条の追加関税に関する欧州連合(European Union、以下「EU」)や日本との交渉期間を延期しました。さらに、米国、カナダ、メキシコは、非北米産鉄鋼製品の輸入制限を目的とした関税以外の代替取締り案について合意を行いました。米国による追加関税の撤回は、2019年5月20日午前0時01分(米国東部標準時)より有効になります。また、米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative、以下「USTR」)は、トルコ原産の鉄鋼製品の輸入が2018年には48%減少し、国内生産量が2018年1月に目標値におおよそ達したことを受け、米商務長官がトルコ原産の鉄鋼製品を対象とした追加関税を50%から25%へと引き下げる旨の発表を行いました。これに関連して、USTRは正式にトルコを関税が無税となる、一般特惠関税制度(Generalized System of Preferences、以下「GSP」)から除外しています。

### 詳細

#### 232条の追加関税: 自動車

2019年5月16日、トランプ米大統領はUSTRに対して、米国の安全保障を損なう恐れのある「EU、日本およびその他USTRが適当とした外国」から輸入された自動車および自動車部品について、合衆国法典19章1862(c)(3)(A)(i)で予定されている交渉を続行するよう指示したため、自動車および特定の自動車部品に対する232条の追加関税を発動させるかの決定が最大180日引き延ばされることとなりました。

法令上、大統領は輸入品に対して、関税や割当(発動の15日前まで)を賦課するか、または交渉を行うかを選択することができます。この場合には180日間の猶予が設けられます。トランプ米大統領は、追加関税の賦課ではなく、EUと日本に対し、180日間の交渉を行うことを選択しました<sup>2</sup>。なお、180日後に合意に達しなかった場合、トランプ米大統領は、その時点で関税や割当を賦課する決定を行うことができます<sup>3</sup>。

また、未だ承認に至っていない米国・メキシコ・カナダ協定(US-Mexico-CA Agreement、以下、「USMCA」)には、多くのサイドレターにおいて、米国による追加関税が導入された場合、その適用の条件を緩和するというカナダとメキシコへの譲歩が規定されています<sup>4</sup>。

## 232条の追加関税: 鉄鋼とアルミニウム

### カナダとメキシコ

2018年3月23日に、トランプ米大統領は、すべての国から輸入される特定の鉄鋼製品の輸入に25%、特定のアルミニウム製品の輸入に10%の追加関税を賦課する大統領布告に署名しました。この時点ではカナダとメキシコ産の鉄鋼とアルミニウム製品は追加関税の賦課対象から除外されていましたが<sup>5</sup>、同年6月1日に適用除外が撤回されました<sup>6</sup>。これを受け、カナダは2018年7月1日に米国産の鉄鋼およびアルミニウム製品を含む製品に対して報復関税を賦課し、メキシコも同様に、同年6月5日に米国産のさまざまな製品に対して報復関税を賦課しました。

2019年5月17日にUSTRは、カナダ、メキシコの交渉担当と鉄鋼およびアルミニウム製品に対する232条の追加関税およびこれに対応する報復関税を撤回する合意に達し、2日後の2019年5月19日より適用されることを発表しました<sup>7</sup>。

2019年5月19日付の大統領布告では、カナダおよびメキシコからの鉄鋼およびアルミニウム製品の輸入はもはや米国安全保障上の脅威ではないと述べており<sup>8</sup>、米国国土安全保障省税関・国境取締局(US Customs and Border Protection、以下「CBP」)は、追加関税の撤回と第99類ではなく、通常の第72類、73類、76類で製品の輸入を行うための手順を公表しました。適用除外は2019年5月20日午前0時01分(米国東部標準時)より有効となります<sup>9</sup>。232条に基づく鉄鋼製品に対する25%およびアルミニウム製品もしくは10%の追加関税の対象となる品目のうち、米国の自由貿易地域(Foreign Trade Zone、以下「FTZ」)へ搬入され、その後、2019年5月20日以降に搬出されるものについては、追加関税の対象になりません。

今回の合意では、鉄鋼およびアルミニウム製品の輸入が急増しないような仕組みや監視につき取決めがなされました。特定の鉄鋼およびアルミニウム製品の輸入が急増した場合、米国はこれらの品目に対して、再び232条に基づく追加関税を賦課する可能性があります。この場合、カナダやメキシコによる報復措置は、鉄鋼およびアルミニウム製品に制限されます。

また、同じく2019年5月20日にメキシコは布告で<sup>10</sup>、鉄鋼製品や豚肉、チーズ、その他製品を報復関税の対象から除外することを表明しました。

### トルコに関するアクション

2019年5月16日付の大統領布告で、トランプ米大統領は、トルコから輸入される鉄鋼製品に対する232条に基づく追加関税を50%から25%に引き下げることが公表しました<sup>11</sup>。トルコは、2018年3月23日時点では、25%の追加関税の対象とされていたものの、同国からの輸入が十分に減少しなかったため、トランプ米大統領は2018年8月に追加関税を25%から50%へと引き上げました<sup>12</sup>。その後、鉄鋼製品の輸入が全体で12%減少、そしてトルコ原産品についても、48%減少したことを挙げ、トランプ大統領は追加関税を25%へと引き戻しました。

また、2019年5月16日付の別の大統領布告では、トランプ米大統領は、トルコをGSPの対象国から公式に除外しました<sup>13</sup>。GSPは、対象国から米国市場へと輸入される特定の要件を満たした品目に係る関税を減免する制度です。今回の大統領布告を受け、2019年5月17日よりトルコ産品は当該関税減免制度の対象外となります。当該適用除外は、2019年3月4日に、米国連邦議会およびトルコに向けて、米国大統領がトルコの経済発展を理由に、トルコをGSP制度の受益国から除外することを発表したことに起因しています<sup>14</sup>。また、GSP対象国は、セーフガード措置の対象品目の割合が、当該対象国の輸出全体の3%未満である場合にはセーフガード措置の対象外とされていますが<sup>15</sup>、当該大統領布告はあわせて、特定の結晶シリコン型太陽電池(crystalline silicon photovoltaic、「CSPV」)や大型の家庭内洗濯機に関して、セーフガード措置の適用対象除外となる世界貿易機関(World Trade Organization、「WTO」)上の発展途上国から同国を除外することも表明しました。

## 企業に求められる対応

トランプ政権が、通商政策アジェンダの実行を継続する中で、ほぼすべての産業や地域の企業が、引き続き今後の動きを注視し、供給元の変更や製造拠点の移転、原産地や関税評価プランニングなどを活用し、影響緩和のための対応を検討する必要があります。

鉄鋼製品やアルミニウム製品および潜在的には自動車や自動車部品に対する232条に基づく追加関税に関する動向に関しては、北米やEU、トルコ、日本において事業を行う企業が特に注視する必要があります。

なお、FTZを利用して、メキシコやカナダから鉄鋼製品の輸入を行ってきた企業は、適正な関税率での申告のために、認定されたステータスおよびその日時を特定しておく必要があります。

- ▶ トルコから輸入された鉄鋼製品のうち、2018年8月12日から2019年5月21日の間に「特惠非適用国」のステータスで米国FTZに搬入された製品については、9903.80.02の下、50%の追加関税の対象となります。
- ▶ トルコから輸入された鉄鋼製品のうち、2018年5月21日以前に「特惠適用国」のステータスで米国FTZに搬入された製品については、9903.80.01の下、25%の追加関税の対象となり、同日以降も同様です<sup>16</sup>。

---

## 巻末注

1. <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018/AR/2018%20Annual%20Report%20FINAL.PDF> および <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-policy-agenda-annual-report-free-fair-reciprocal-trade/> を参照
2. 19 U.S. Code § 1862
3. 2019年5月17日付 [Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts Into the United States](#) を参照
4. サイドレターは通商拡大法232条追加関税の適用除外について述べており、カナダからの年間260万台までの乗用車とメキシコからの年間260万台までの乗用車、カナダとメキシコからの軽トラック、カナダからの年間320億ドル相当までの乗用車部品とメキシコからの年間1,080億ドルまでの輸入が適用除外となる。
5. 詳しくは2018年3月15日付、Japan Tax Alert、「トランプ米大統領、鉄鋼・アルミニウム製品に追加関税 - 日本製品も適用対象に」を参照。
6. 2018年6月13日付、Japan Tax Alert、「米国がEU・カナダ・メキシコに鉄鋼・アルミニウム関税を適用、各国は広範な報復関税で対抗へ」を参照。
7. 2019年5月17日付、[USTR Press Release: United States Announces Deal with Canada and Mexico to Lift Retaliatory Tariffs](#) を参照。
8. 2019年5月19日付、[Proclamation on Adjusting Imports of Aluminum into the United States](#) および [Proclamation on Adjusting Imports of Steel into the United States](#) を参照。
9. 2019年5月19日付、[CSMS #19-000252](#) を参照。
10. “DECRETO que modifica el diverso por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación, el Decreto por el que se establece la Tasa Aplicable durante 2003, del Impuesto General de Importación, para las mercancías originarias de América del Norte y el Decreto por el que se establecen diversos Programas de Promoción Sectorial, publicado el 5 de junio de 2018.” を参照(スペイン語)。
11. 2019年5月16日付、[Proclamation on Adjusting Imports of Steel into the United States](#) を参照。
12. 2018年8月10日付、[Presidential Proclamation Adjusting Imports of Steel into the United States](#) を参照。
13. 2019年5月16日付、[Proclamation to Modify the List of Beneficiary Developing Countries Under the Trade Act of 1974](#) を参照。
14. 2019年3月20日付、Japan Tax Alert、「[米国、対中リスト3の追加関税引上げを「次の通知まで」延期、インドとトルコを特惠関税対象から除外へ](#)」を参照。
15. 2018年1月22日付、[USTR Fact Sheet: Section 201 Cases: Imported Large Residential Washing Machines and Imported Solar Cells and Modules](#) を参照。
16. 2019年5月16日付、[Proclamation on Adjusting Imports of Steel into the United States](#) を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

本平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190530

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)